

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年8月27日
【事業年度】	第35期（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）
【会社名】	株式会社プロバスト
【英訳名】	PROPERST CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 津江 真行
【本店の所在の場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6685 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【最寄りの連絡場所】	東京都港区麻布十番一丁目10番10号
【電話番号】	03 - 6685 - 3100（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長兼経営企画部長 矢野 義晃
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## 提出会社の経営指標等

回次	第31期	第32期	第33期	第34期	第35期
決算年月	2017年5月	2018年5月	2019年5月	2020年5月	2021年5月
売上高 (百万円)	14,874	16,905	18,002	23,674	18,886
経常利益 (百万円)	801	671	862	1,095	1,299
当期純利益 (百万円)	511	722	730	890	920
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	-	-	-	-	-
資本金 (百万円)	1,249	1,249	1,249	1,249	1,750
発行済株式総数 (株)	28,295,415	28,297,915	28,297,915	28,297,915	35,147,915
純資産額 (百万円)	2,281	2,938	3,593	4,414	6,245
総資産額 (百万円)	14,149	19,471	22,447	21,733	24,089
1株当たり純資産額 (円)	78.37	101.41	124.96	154.86	178.20
1株当たり配当額 (円)	2.00	2.00	2.00	2.00	2.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	18.08	25.58	26.09	31.98	29.49
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	17.97	25.37	25.82	31.57	29.13
自己資本比率 (%)	15.7	14.7	15.6	19.8	25.5
自己資本利益率 (%)	26.1	28.5	23.0	22.8	17.6
株価収益率 (倍)	11.11	10.75	6.32	4.66	5.39
配当性向 (%)	11.1	7.8	7.7	6.3	6.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,225	7,022	612	2,007	383
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,083	884	21	29	386
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,331	4,782	1,760	1,422	1,114
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	2,177	815	1,939	2,549	3,665
従業員数 (人)	41	42	45	47	45
(外、平均臨時雇用者数)	(1)	(1)	(0)	(-)	(-)
株主総利回り (%)	60.4	83.0	50.9	46.7	50.3
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(116.1)	(132.1)	(117.1)	(124.3)	(156.1)
最高株価 (円)	354	335	294	252	190
最低株価 (円)	183	185	106	100	119

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。

3. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQ(スタンダード)におけるものであります。

## 2【沿革】

### 会社設立の経緯及びその後の事業内容の変遷

年 月	概 要
1987年12月	東京都多摩市豊ヶ丘に個人向け不動産の管理を目的として、(株)フォレスト・アイを設立する。
1990年3月	東京都多摩市落合に本店を移転する。
1991年1月	(株)プロパストに商号変更。東京都千代田区一番町に本店を移転する。
1991年2月	不動産鑑定業の免許を取得する。
1991年4月	宅地建物取引業の免許を取得する。 不動産の仲介・コンサルティング・不動産鑑定等を開始する。
1993年10月	東京都千代田区九段南に本店を移転する。
1994年1月	不動産関連業務の委託を目的として、(株)フォレスト・アイを設立する。
1994年3月	東京都日野市に初の新築戸建住宅を開発・分譲し、不動産開発事業に参入する。
1995年6月	東京都中野区に初の新築マンションを開発する。
1996年2月	東京都中央区京橋のオフィスビル賃貸を開始し、賃貸その他事業に参入する。
1998年7月	東京都千代田区九段北に本店を移転する。
2004年3月	東京都港区六本木に本店を移転する。
2005年1月	関係会社整備の一環として、(株)フォレスト・アイ（設立及び当社出資：1994年1月）及び(有)音羽女子学生会館（設立及び当社出資：2001年3月）を吸収合併する。
2005年6月	土地再開発、収益不動産再生を目的とした資産活性化事業に参入する。
2006年10月	一級建築士事務所登録（東京都知事登録第52707号）
2006年12月	ジャスダック証券取引所に上場する。
2007年9月	第二種金融商品取引業登録
2007年11月	東京都千代田区霞が関に本店を移転する。
2009年8月	東京都渋谷区恵比寿に本店を移転する。
2010年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQに上場する。
2011年8月	東京都港区麻布十番に本店を移転する。
2013年7月	東京証券取引所グループと大阪証券取引所が経営統合し、現物市場が東京証券取引所に統合されたため、東京証券取引所JASDAQ（スタンダード）に上場する。
2015年7月	賃貸開発マンション「コンポジット」、「グランジット」シリーズの販売を開始する。
2017年12月	創業30周年

### 3【事業の内容】

当社は、主に首都圏において分譲開発事業、賃貸開発事業及びバリューアップ事業を展開しております。当社の事業内容は以下のとおりであります。

#### (1) 分譲開発事業

首都圏エリアを中心に当社の企画力・デザイン力を活かした分譲マンションを開発し、主に単身者やDINKSを対象とした魅力あるマンションを販売します。

企画やデザインについては、当該物件の土地の特性や地域性及び周辺環境とのバランスを考慮して、プロジェクト毎に独立したコンセプトによる空間デザインを創り出します。このため、ネーミングに関しても、それぞれのコンセプトに相応しい個別のネーミングを行います。

なお、当該業務には専有卸のスキームで引受けた上で、実需に基づいて分譲販売するケースも含まれます。

#### (2) 賃貸開発事業

首都圏エリアにおいて、駅近の利便性の高いマンション用地の取得を目指します。当該土地で30戸程度の中規模かつ中低層のRC（鉄筋コンクリート）造の賃貸マンションの開発を行います。マンションに当社のデザインを活かした、ローコスト&ハイセンスな賃貸マンションを法人、ファンド及び個人投資家等に提供します。

中規模かつ中低層物件に特化することで、物件取得時以降の外部環境の変化や建築費用の上昇等の変動要因の影響を抑制します。

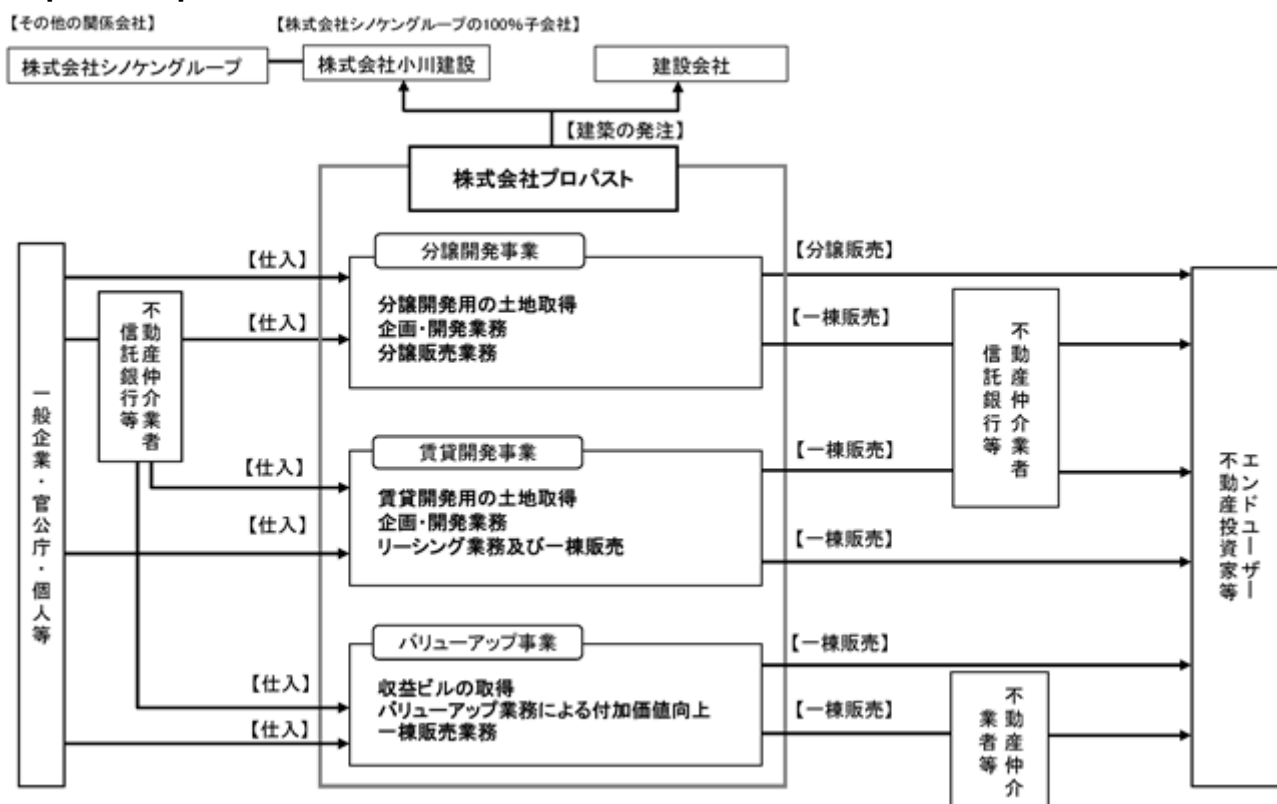
なお、竣工した物件については、外部環境を勘案しながら、売却時期を検討してまいります。

#### (3) バリューアップ事業

首都圏エリアを中心に3億円～5億円程度の中古の収益ビル等を取得し、築年数が経過したことにより外観や設備が経年劣化した不動産に効率的に改修を行うことで、既存の建物の質を高め、新たな付加価値を生み出すビジネスです。個人投資家を中心に売却を実施します。

物件価格に応じた改修工事を実施することで効果的に付加価値を高め、短期間で売却及び資金回収を図ります。

【事業系統図】



#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有割合 (%)	関係内容
(その他の関係会社) ㈱シノケングループ (注) 1、2	福岡市中央区	1,094	アパート販売事業、マンション販売事業、ゼネコン事業、不動産賃貸管理事業等	被所有 35.9	資本業務提携 役員の兼任等...有

(注) 1. 有価証券報告書を提出しております。

2. ㈱シノケングループは、議決権割合で20%以上の当社株式を有することから、当社は㈱シノケングループの関連会社であります。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 提出会社の状況

2021年5月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
分譲開発事業	34
賃貸開発事業	
バリューアップ事業	
その他	
全社(共通)	11
合計	45

(注) 1. 当社では、セグメント毎の経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事していません。

2. 従業員数は就業人員であります。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

2021年5月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(才)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
45	38.7	6.9	11,171

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

##### (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しており、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

#### (1) 経営方針

当社では外部環境を分析しつつ、付加価値を高めることのできる素材としての不動産を取得した上で、周囲の状況や経済の状態に応じた最高レベルの企画を施し、最も高い価値を実現できる方法で「作品」を提供することを経営理念として掲げております。

#### (2) 経営上の目標

目標とする経営指標といたしましては、強固な財務基盤の確立のため、中長期的には自己資本比率を30%程度の水準にまで向上させるべく、努力してまいります。

#### (3) 中長期的な経営戦略

当社は、分譲開発事業、賃貸開発事業、バリューアップ事業の3つの事業をバランス良く組み合わせることで事業展開を図ってまいります。

分譲開発事業では、首都圏エリアを中心に当社の強みである企画力やデザイン力を活かした分譲マンションを開発し、単身層やDINKSを対象とした魅力あるマンションを販売します。

賃貸開発事業では、首都圏エリアにおいて、駅近の利便性の高いマンション用地の取得を目指します。当該土地で30戸程度の中規模かつ中低層のRC（鉄筋コンクリート）造の賃貸マンションの開発を行います。マンションに当社のデザインを活かした、ローコスト&ハイセンスな賃貸マンションを法人、ファンド及び個人投資家等に提供します。

バリューアップ事業は、首都圏エリアを中心に3億円～5億円程度の中古の収益ビル等を取得し、年数が経過したことにより外観や設備が経年劣化した不動産に効率的に改修を行うことで、既存の建物の質を高め、新たな付加価値を生み出すビジネスです。個人投資家を中心に売却を実施します。物件価格に応じた改修工事を実施することで効果的に付加価値を高め、短期間での売却及び資金回収を図ります。

また、上記の施策等により、事業拡大に伴う資産の増加と自己資本の規模とのバランスを考慮しながら、安定的な財務基盤の確立を目指します。

#### (4) 経営環境と優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

新型コロナウイルス感染の影響によるインバウンドの減少や外出自粛といった影響が見込まれる宿泊業や飲食業のテナントを有する商業ビル等においては、稼働率や賃料収入が低下する状況が継続することが想定されます。一方で、首都圏における新築分譲マンション発売戸数は5月が前年同月比556.0%増となった他、在庫についても2020年11月以来の6,000戸台まで圧縮が進む等、首都圏エリアに対する住宅需要は堅調さを示しております。

当社としましては、これまでと同様に首都圏エリアにおける駅近等の利便性の高いレジデンス物件を中心に仕入れを行い、分譲開発物件についてはDINKS層を主たる顧客ターゲットとして捉えると共に、賃貸開発物件やバリューアップ物件については富裕層やファンドを主たる顧客ターゲットとして事業展開を図る方針です。

物件取得に関しては立地や価格に関して、売却想定価格を意識しつつ、より厳選した物件の取得を進めてまいります。

また、今後の不動産市況の様々な変化にも対応できるように、借入金の過度な増加を抑制すると共に収益拡大を図ることで自己資本比率を高め、財務基盤の強化を図ってまいります。併せて、事業環境に応じて多様な資金調達方法を模索してまいります。

## 2【事業等のリスク】

当社の事業内容その他に関するリスクについて、投資家の皆様の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもリスク要因に該当しない事項についても、投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資家の皆様に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。なお、当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(特に重要なリスク)

### (1) 経済状況及び不動産市況の影響について

当社は、分譲開発事業、賃貸開発事業及びバリューアップ事業を主に行なっておりますが、経済状況の悪化に伴う地価の下落や需要の低下及び金利水準の変動等が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

そのため当社としては、定期的に景気動向・不動産市況等の状況について各種経済指標などの動向を確認すると共に、金融機関や同業他社等から情報を収集することで、エリア・規模・用途・物件特性に応じたマーケット観の醸成、投資判断力の強化等により、リスクの低減に努めております。

新型コロナウイルス感染の影響によるインバウンドの減少や外出自粛といった影響が見込まれる宿泊業や飲食業のテナントを有する商業ビル等においては、稼働率や賃料収入が低下する状況が継続することが想定されます。一方で、首都圏における新築分譲マンション発売戸数は5月が前年同月比556.0%増となった他、在庫についても2020年11月以来の6,000戸台まで圧縮が進む等、首都圏エリアに対する住宅需要は堅調さを示しております。こうした動きを背景に用地取得競争は都心部を中心に厳しくなる可能性が高いと考えております。

物件取得に関しては、立地や価格に関して、売却想定価格を意識しつつ、より厳選した物件の取得を図ることでリスク低減に努めております。

### (2) 売上計上時期の集中及びそれに伴う収益発生時期の偏重リスクについて

当社は、物件の販売については顧客への引渡しを基準として売上計上を行なっております。そのため、引渡し時期によっては、ある特定時期に売上及び収益が偏重する可能性がある他、想定した売上及び収益が翌事業年度にずれ込む場合があり、当社の業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (3) 販売用不動産等について

当社は、複数の販売用不動産を保有しておりますが、売却までの間の当該物件に対する買主及びテナントの需要動向の変化、並びに景気動向、金利動向及び地価動向の変化、更には不動産賃貸物件の賃料水準の低下及び空室率の上昇等により評価損や売却損が発生する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (4) 資金調達について

用地取得及び物件の取得資金や建築費等の資金調達においては、特定の金融機関に依存することなく、案件毎に金融機関に対して融資を打診し、融資実行を受けた後に各プロジェクトを進行させております。今後、新たに計画した資金調達が不調に終わった場合には、当社の業績及び事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

(その他の重要なリスク)

### (1) 法的規制について

当社が属する不動産業界は、国土利用計画法、宅地建物取引業法、建築基準法、都市計画法、住宅品質確保促進法等により、法的規制を受けております。当社は、不動産業者として、「宅地建物取引業法」に基づく免許を受けて、分譲開発事業、賃貸開発事業及びバリューアップ事業を行っております。今後、これらの規制の撤廃や新たな法的規制が設けられた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

### (2) 免許登録について

当社の主要な事業活動の継続には、下表に掲げる免許・登録が前提になります。

宅地建物取引業免許につきましては、宅地建物取引業法第66条等に該当する場合に取り消されることがあります。また、宅地建物取引業法では、宅地建物取引士について一定人数を確保すること等の要件が、法律上要求されており、法定最低人数を欠く場合には免許や登録が取り消される可能性があります。一級建築士事務所登録については、建築士法第26条等に該当する場合、また、第二種金融商品取引業登録につきましては、金融商品取引法第52条等に該当する場合に、それらの登録を取り消される可能性があります。

免許・登録等の別	番号	有効期間
宅地建物取引業免許	東京都知事免許 (7)第61084号	2017年4月13日から 2022年4月12日まで
一級建築士事務所登録	東京都知事登録 第52707号	2016年10月25日から 2021年10月24日まで
第二種金融商品取引業登録	関東財務局長(金商) 第1675号	

今後、これら免許・登録が取り消された場合、あるいは有効期間の更新ができなかった場合等には、当社の業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(3) 株式の希薄化について

当社は、役職員の会社業績の向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、ストック・オプション制度を導入しております。今後、行使がなされた場合には、当社の1株当たりの株式価値は希薄化する可能性があります。

(4) 訴訟の可能性について

当社が開発又は販売している不動産については、取引先又は顧客等による訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社の業績と財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 情報の漏洩について

当社は、多数のお客様の個人情報をお預かりしている他、様々な経営情報を保有しております。これらの情報の管理に関しては、社内の情報管理システムを強化すると共に、従業員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底を図っております。しかし、これらの対策にも関わらず重要な情報が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信用等に影響を与え、業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 災害の発生及び地域偏在について

地震、暴風雨、洪水等の自然災害、戦争、暴動、テロ、火災等の人災が発生した場合、当社が所有する不動産の価値が著しく下落する可能性があり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社が保有する不動産は、経済規模や顧客のニーズを考慮に入れ、東京を中心とする首都圏エリアが中心であり、当該地域における地震その他の災害、首都圏経済の悪化等により、業績に影響を及ぼす可能性があります。



### 3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は以下のとおりであります。

##### 財政状態及び経営成績の状況

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの影響により、依然として厳しい状況にある中で、持ち直しの動きが続いているものの、一部で弱さが増している状況にあります。

個人消費は、消費総合指数が2021年1～3月期が前期比で1.5%減となった他、4月も前月比0.8%減となっております。また、住居を除く実質消費支出も2021年1～3月期が前期比4.3%減となった他、4月も前月比0.6%減となっております。設備投資については、持ち直しています。需要側統計である法人企業統計季報（含むソフトウェア）の2021年1～3月期は前期比0.4%減となり、2020年4～6月期の同6.9%減や2020年7～9月期の同0.5%減からは持ち直しの動きとなっております。一方、供給側統計である資本財出荷指数（除く輸送機器）では、2021年1～3月期が前期比7.8%増となっている他、4月も前月比14.5%増となっております。

当社が属する不動産業界においては、底堅い動きとなっております。先行指標となる新設住宅着工戸数は、2021年4月が季節調整済年率換算値で883,000戸となりました。この結果、前月比では0.3%増加し、4ヶ月連続での増加となっております。また、首都圏マンションの初月契約率については、5月が69.3%と前年同月を3ポイント下回ったものの、好不況の分かれ目とされる70%前後を維持しております。

このような事業環境の下、当社は新規物件の取得や保有物件の売却を進めてまいりました。

この結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

##### a. 財政状態

当事業年度末の資産合計は、前事業年度末と比較して2,356百万円増加し、24,089百万円となりました。

当事業年度末の負債合計は、前事業年度末と比較して525百万円増加し、17,843百万円となりました。

当事業年度末の純資産合計は、前事業年度末と比較して1,830百万円増加し、6,245百万円となりました。

##### b. 経営成績

当事業年度の経営成績は、売上高18,886百万円（前年同期比20.2%減）、営業利益1,714百万円（同11.6%増）、経常利益1,299百万円（同18.6%増）、当期純利益920百万円（同3.3%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

分譲開発事業は、売上高921百万円（同83.8%減）、セグメント利益42百万円（同77.7%減）となりました。

賃貸開発事業は、売上高13,755百万円（同14.7%増）、セグメント利益2,253百万円（同26.2%増）となりました。

バリューアップ事業は、売上高4,209百万円（同29.6%減）、セグメント利益471百万円（同27.5%減）となりました。

##### キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は、営業活動により383百万円増加すると共に、財務活動においても1,114百万円増加しました。一方、投資活動においては386百万円減少いたしました。この結果、資金は前事業年度末に比べて1,116百万円の増加となり、当事業年度末残高は3,665百万円（前事業年度末比43.8%増）となりました。

生産、受注及び販売の実績

a. 販売実績

当事業年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	前年同期比 (%)
	金額(百万円)	
分譲開発事業	921	83.8
賃貸開発事業	13,755	14.7
バリューアップ事業	4,209	29.6
合計	18,886	20.2

(注) 1. 最近2事業年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)		当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ピーピーエフエー・ジャパン ・スリー特定目的会社	2,381	10.1	-	-
シノケンリート投資法人	-	-	1,892	10.0

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

b. 契約実績

当事業年度の契約実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	前年同期比 (%)
	金額(百万円)	
分譲開発事業	930	68.5
賃貸開発事業	11,727	14.0
バリューアップ事業	3,783	32.8
合計	16,440	26.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

c. 契約残高

当事業年度末における契約残高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度末 (2021年5月31日)	前年同期比 (%)
	金額(百万円)	
分譲開発事業	51	23.6
賃貸開発事業	4,678	40.9
バリューアップ事業	-	-
合計	4,730	42.7

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

### 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成に当たりまして、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを行っております。当該見積りにつきましては、過去の実績や状況に応じて合理的と考えられる様々な要因に関して適切な仮定の設定、情報収集を行い、見積り金額を計算しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り及び判断については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(追加情報)」に記載のとおりであります。

### 当事業年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

#### a. 経営成績等

##### 1) 財政状態

###### (流動資産)

当事業年度末における流動資産は、前事業年度末と比較して2,072百万円増加し、23,647百万円(前年同期比9.6%増)となりました。これは主に、保有物件の売却を積極的に進めた一方で業績の原資となる仕入れを推進したことから、販売用不動産と仕掛販売用不動産が合わせて1,065百万円増加したことによるものであります。また、物件売却を推進したことにより、現金及び預金が1,261百万円増加したことも寄与しております。

###### (固定資産)

当事業年度末における固定資産は、前事業年度末と比較して284百万円増加し、442百万円(前年同期比179.6%増)となりました。これは主に、投資有価証券が249百万円増加したことによるものであります。

###### (流動負債)

当事業年度末における流動負債は、前事業年度末と比較して872百万円減少し、11,602百万円(前年同期比7.0%減)となりました。これは主に、物件売却を積極的に推進したことにより、短期借入金が930百万円減少したことによるものであります。

###### (固定負債)

当事業年度末における固定負債は、前事業年度末と比較して1,397百万円増加し、6,240百万円(前年同期比28.8%増)となりました。これは主に、物件売却を進める一方で物件仕入を推進したことにより、長期借入金が1,387百万円増加したことによるものであります。

###### (純資産)

当事業年度末における純資産は、前事業年度末と比較して1,830百万円増加し、6,245百万円(前年同期比41.5%増)となりました。これは主に、当期純利益の計上により繰越利益剰余金が857百万円増加したことによるものであります。また、2020年11月に実施いたしました第三者割当増資を主な要因として、資本金が500百万円増加したこと及び資本準備金が500百万円増加したことが寄与しております。

##### 2) 経営成績

###### (売上高、売上原価、売上総利益)

当事業年度の売上高は、前事業年度と比較して4,787百万円減少し、18,886百万円(前年同期比20.2%減)となりました。

分譲開発事業の売上高は、前事業年度と比較して4,780百万円減少し、921百万円(同83.8%減)となりました。

賃貸開発事業の売上高は、前事業年度と比較して1,766百万円増加し、13,755百万円(同14.7%増)となりました。

バリューアップ事業の売上高は、前事業年度と比較して1,773百万円減少し、4,209百万円(同29.6%減)となりました。

売上原価については、売上高の減少の影響から、前事業年度と比較して4,313百万円減少し、15,648百万円(同21.6%減)となりました。

この結果、売上総利益は、前事業年度と比較して474百万円減少し、3,237百万円(同12.8%減)となりました。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

販売費及び一般管理費は、前事業年度と比較して652百万円減少し、1,523百万円(前年同期比30.0%減)となりました。主な要因は、分譲開発物件の減少に伴い、モデル設備費用や広告宣伝費が減少したことによるものであります。

この結果、営業利益は、前事業年度と比較して178百万円増加し、1,714百万円(同11.6%増)となりました。

(営業外損益、経常利益)

営業外収益は、前事業年度と比較して6百万円増加し、7百万円(前年同期比571.2%増)となりました。主な要因としては、為替差益が4百万円発生したこと及び受取配当金が1百万円増加したことによるものであります。営業外費用は、前事業年度と比較して18百万円減少し、423百万円(前年同期比4.2%減)となりました。主な要因としては、厳選した上で新規物件の取得を推進したことにより、融資手数料が23百万円増加したものの、保有物件の売却を積極的に推進したことにより、支払利息が46百万円減少したことによるものであります。

この結果、経常利益は、前事業年度と比較して203百万円増加し、1,299百万円(同18.6%増)となりました。

(特別損益、当期純利益)

特別利益は、前事業年度と比較して3百万円増加し、15百万円(前年同期比25.1%増)となりました。

当期純利益は、税引前当期純利益が前事業年度と比較して207百万円増加したものの、法人税等合計が177百万円増加したため、前事業年度と比較して29百万円の増加となり、920百万円(同3.3%増)となりました。

3) キャッシュ・フロー

当事業年度における現金及び現金同等物(以下「資金」という)は、営業活動により383百万円増加すると共に、財務活動においても1,114百万円増加しました。一方、投資活動においては386百万円減少いたしました。この結果、資金は前事業年度末に比べて1,116百万円の増加となり、当事業年度末残高は3,665百万円(前事業年度末比43.8%増)となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は、383百万円(前年同期は2,007百万円の獲得)となりました。主な要因は、たな卸資産が1,065百万円増加した他、法人税等の支払が276百万円発生したものの、税引前当期純利益として1,314百万円を獲得したことに加えて、前渡金が510百万円減少したことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により支出した資金は、386百万円(前年同期は29百万円の獲得)となりました。主な要因は、投資有価証券の取得により250百万円の支出が発生したこと、及び定期預金の預入により178百万円の支出が発生したことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により獲得した資金は、1,114百万円(前年同期は1,422百万円の支出)となりました。主な要因は、第三者割当増資に伴う株式の発行により992百万円を獲得したことによるものであります。

b. 経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

当社の経営に影響を与える大きな要因としては、2. 事業等のリスクに記載のとおりであります。

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社の資金需要の主なものは、運転資金需要と販売用不動産の取得及び建築費に必要な資金等であり、運転資金については、内部資金を充当し、必要に応じて金融機関より短期借入金で調達を行っております。また、販売用不動産の取得及び建築費等については、金融機関より短期借入金及び長期借入金で調達を行っております。

d. 経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、自己資本比率を重要な経営指標として位置づけており、中長期的には30%程度の水準まで向上させてゆく方針です。

当事業年度末における自己資本比率は、前事業年度末と比べて5.7ポイント上昇し、25.5%となりました。

収益の原資となる販売用不動産の取得については、厳選した上での取得に努めることで総資産の過度な増加を抑制すると共に、着実な利益確保により安定的に自己資本を高めてゆく所存です。

e. セグメント毎の財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(分譲開発事業)

当事業年度の売上高は、前事業年度と比較して販売物件数が減少したことから、前年同期比4,780百万円減少し、921百万円(前年同期比83.8%減)となりました。セグメント利益は、42百万円(同77.7%減)となりました。セグメント資産については、新規物件を取得したことから、前事業年度と比較して589百万円増加し、1,780百万円(同49.5%増)となりました。

(単位:百万円)

	2021年5月期	2020年5月期	増減率
売上高	921	5,702	83.8%
セグメント利益	42	190	77.7%
セグメント資産	1,780	1,190	49.5%

(賃貸開発事業)

当事業年度の売上高は、竣工した物件の売却を積極的に推進したことにより、前年同期比1,766百万円増加し、13,755百万円(前年同期比14.7%増)となりました。セグメント利益については、都心部エリアにおける新築物件に対する需要が高いことを背景として利益率が向上したことにより、前年同期比468百万円増加し、2,253百万円(同26.2%増)となりました。セグメント資産については、エリアや駅からの距離等を勘案の上、厳選をしつつ新規物件の取得を進める一方で保有物件の売却を積極的に推進したことから、前事業年度と比較して1,998百万円減少し、12,980百万円(同13.3%減)となりました。

(単位:百万円)

	2021年5月期	2020年5月期	増減率
売上高	13,755	11,988	14.7%
セグメント利益	2,253	1,785	26.2%
セグメント資産	12,980	14,979	13.3%

(バリューアップ事業)

当事業年度の売上高は、新規物件の取得を抑制していたことから販売物件数も限られていたため、前年同期比1,773百万円減少し、4,209百万円(前年同期比29.6%減)となりました。セグメント利益については、利益率は上昇したものの減収効果の影響から前年同期比178百万円減少し、471百万円(同27.5%減)となりました。セグメント資産については、保有物件の売却活動を積極的に推進する一方で賃貸開発事業と同様にエリアや駅からの距離等を勘案の上、厳選したうえで新規物件の取得を進めたことから、前事業年度と比較して1,963百万円増加し、4,572百万円(同75.3%増)となりました。

(単位:百万円)

	2021年5月期	2020年5月期	増減率
売上高	4,209	5,983	29.6%
セグメント利益	471	649	27.5%
セグメント資産	4,572	2,609	75.3%

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当事業年度において、重要な設備の取得及び売却はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社は、本社オフィスにおいて以下の設備を有しており、当事業年度末におけるその設備の状況は、次のとおりであります。

2021年5月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門 の名称	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
			建物 (百万円)	車両運搬具 (百万円)	工具、器 具及び備 品 (百万円)	リース資 産 (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都港区)	事業本部 管理本部	統括業務施設	0	0	15	1	18	45

(注) 1. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、主要な賃借している設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間賃借料 (百万円)
本社 (東京都港区)		本社オフィス	2019年9月1日から 2022年8月31日まで	39

(注) 上記金額には共益費、消費税等は含まれておりません。

その他、当事業年度末において記載すべき主要な設備はありません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

##### (3) 重要な設備の売却等

該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,000,000
計	36,000,000

(注) 2021年8月26日開催の第35期定時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より36,000,000株増加し、72,000,000株となっております。

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年8月27日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,147,915	35,147,915	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	35,147,915	35,147,915		

(注) 1. 「提出日現在発行数」欄には、2021年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2. 2020年10月20日開催の取締役会決議により、2020年11月25日付にて第三者割当による新株式発行を行っております。これにより、発行済株式総数は6,850,000株増加し、35,147,915株となっております。



(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

回次	第7回	第8回	第9回	第10回
取締役会決議日	2013年9月12日 2013年9月24日	2014年10月14日 2014年10月24日	2015年11月10日 2015年11月25日	2016年10月11日 2016年10月21日
新株予約権の数 (個) 1・2	390	504	516	450
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) 1・2	普通株式 39,000	普通株式 50,400	普通株式 51,600	普通株式 45,000
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) 1	発行価格 237.2 資本組入額 119	発行価格 177.19 資本組入額 89	発行価格 192.09 資本組入額 97	発行価格 235.05 資本組入額 118
新株予約権の譲渡に関する事項 1	取締役会決議による承認を要する。	取締役会決議による承認を要する。	取締役会決議による承認を要する。	譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 1	3	3	3	3

回次	第11回	第12回	第13回	第14回
取締役会決議日	2016年10月11日 2016年10月21日	2017年10月10日 2017年10月23日	2018年10月9日 2018年10月22日	2019年10月15日 2019年10月24日
新株予約権の数 (個) 1・2	1,270	576	648	827
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株) 1・2	普通株式 127,000	普通株式 57,600	普通株式 64,800	普通株式 82,700
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円) 1	発行価格 402.68 資本組入額 202	発行価格 201.00 資本組入額 101	発行価格 146.00 資本組入額 73	発行価格 191.00 資本組入額 96
新株予約権の譲渡に関する事項 1	譲渡することはできない。	譲渡することはできない。	譲渡することはできない。	譲渡することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 1	3	3	3	3

1 当事業年度の末日(2021年5月31日)における内容を記載しております。なお、各回次においては、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。また、以下の事項については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項」の(ストック・オプション等関係)に記載しているため、本項目においては記載を省略しております。

- (1)付与対象者の区分及び人数
- (2)新株予約権の行使時の払込金額
- (3)新株予約権の行使期間
- (4)新株予約権の行使の条件

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。また、新株予約権の数は、退職により行使不能となったものを除いて記載しております。

3 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は、次のとおりであります。

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件を勘案のうえ、株式分割、株式併合、合併、会社分割等に伴い当社の新株予約権1個の目的である株式の数を調整する場合に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、当社の新株予約権の行使価額（1株当たりの払込金額）を調整して得られる再編成後行使価額に、上記（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

次に準じて決定する。

イ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

ロ．新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記イ記載の資本金等増加限度額から、上記イに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による再編成対象会社の新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

各新株予約権の発行時に定める行使の条件に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

次（当社の新株予約権の取得事由及び条件）に準じて決定する。

イ．当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、新株予約権の全部を無償で取得することができる。

ロ．新株予約権者が権利行使をする前に、新株予約権の発行時に定められた行使の条件を成就することができず、または行使の条件に抵触したため、新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編成対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2016年7月11日 (注)1	77,935	28,295,415	-	1,249	-	272
2017年6月1日～ 2018年5月31日 (注)2	2,500	28,297,915	0	1,249	0	272
2020年11月25日 (注)3	6,850,000	35,147,915	500	1,750	500	772

(注)1. 第1種優先株式の自己株式を全て消却したことによるものであります。なお、2016年8月30日開催の第30期定時株主総会において、第1種優先株式に関する規定を削除する旨の定款の一部変更が承認可決され、同日付で当該規定を削除しております。

2. 新株予約権の行使による新株発行であります。

3. 有償第三者割当増資を実施したことによるものであります。

発行価格 146円

資本組入額 73円

割当先 (株)シノケングループ

(5) 【所有者別状況】

2021年5月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	2	26	37	17	28	10,393	10,503	-
所有株式数(単元)	-	1,295	16,980	135,083	3,016	1,625	192,461	350,460	101,915
所有株式数の割合(%)	-	0.37	4.85	38.54	0.86	0.46	54.92	100	-

(注) 自己株式619,560株は、「個人その他」に6,195単元、「単元未満株式の状況」に60株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年5月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社シノケングループ	福岡県福岡市中央区天神1-1-1	12,342,500	35.74
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2-6-21	420,500	1.21
株式会社十きち不動産	埼玉県さいたま市浦和区仲町2-16-4-4F	415,000	1.20
渡邊 真基	埼玉県川越市	395,000	1.14
株式会社九州リースサービス	福岡県福岡市博多区博多駅前4-3-18	373,100	1.08
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内3-3-1	303,400	0.87
仙波 岳陽	奈良県生駒市	220,400	0.63
扇原 世津子	富山県下新川郡入善町	202,300	0.58
中野 康博	福岡県糟屋郡志免町	200,000	0.57
徐 敏杰	大阪府大阪市北区	194,400	0.56
計	-	15,066,600	43.63

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 619,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 34,426,500	344,265	-
単元未満株式	普通株式 101,915	-	-
発行済株式総数	35,147,915	-	-
総株主の議決権	-	344,265	-

【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社プロバスト	東京都港区麻布十番 1-10-10	619,500	-	619,500	1.76
計	-	619,500	-	619,500	1.76

(注) 2021年7月12日付取締役会決議に基づき、2021年7月13日より2021年7月15日に市場買付により、191,600株の自己株式の取得を行っております。

## 2【自己株式の取得等の状況】

### 【株式の種類等】

会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

#### (1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

#### (2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2020年7月13日)での決議状況 (取得期間 2020年7月14日~2020年7月31日)	220,000	30,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	210,400	29,990,600
残存決議株式の総数及び価額の総額	9,600	9,400
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	4.36	0.03
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	4.36	0.03

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2021年7月12日)での決議状況 (取得期間 2021年7月13日~2021年7月16日)	200,000	30,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	191,600	29,988,300
提出日現在の未行使割合(%)	4.20	0.04

(注)2021年7月12日付取締役会決議においては、2021年7月16日までを自己株式の取得期間としておりましたが、取得した株式の価額の総額が実質的に上限に達したことから、2021年7月15日(約定日基準)に当該決議に基づく取得を終了しております。

#### (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	400	66,680
当期間における取得自己株式	140	22,240

(注)当期間における取得自己株式には、2021年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	82,000	11,972,000	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	-	-	-	-
保有自己株式数	619,560	-	811,300	-

(注) 当期間における処理自己株式数および保有自己株式数には、2021年8月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元は経営の最重要課題であると考えております。普通株式における利益配分に関しては、業績の動向と将来の成長及び財務体質の強化に向けた内部留保の充実と配当性向等を総合的に勘案して配当額を決定しております。なお、内部留保した資金については、運転資金や販売用不動産の取得及び建築費の支払いなどに充当する資金として使用しております。

当社は、期末配当及び中間配当の年2回の剰余金配当を行うことを基本方針としており、これら剰余金の配当の決定機関は期末配当においては株主総会、中間配当については取締役会であります。なお、当社は「取締役会の決議によって、毎年11月30日を基準日として、中間配当を実施することができる」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2021年8月26日 定時株主総会決議	69	2

なお、2022年5月期の配当につきましては、1株当たり2円の配当を予想しております。

#### 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

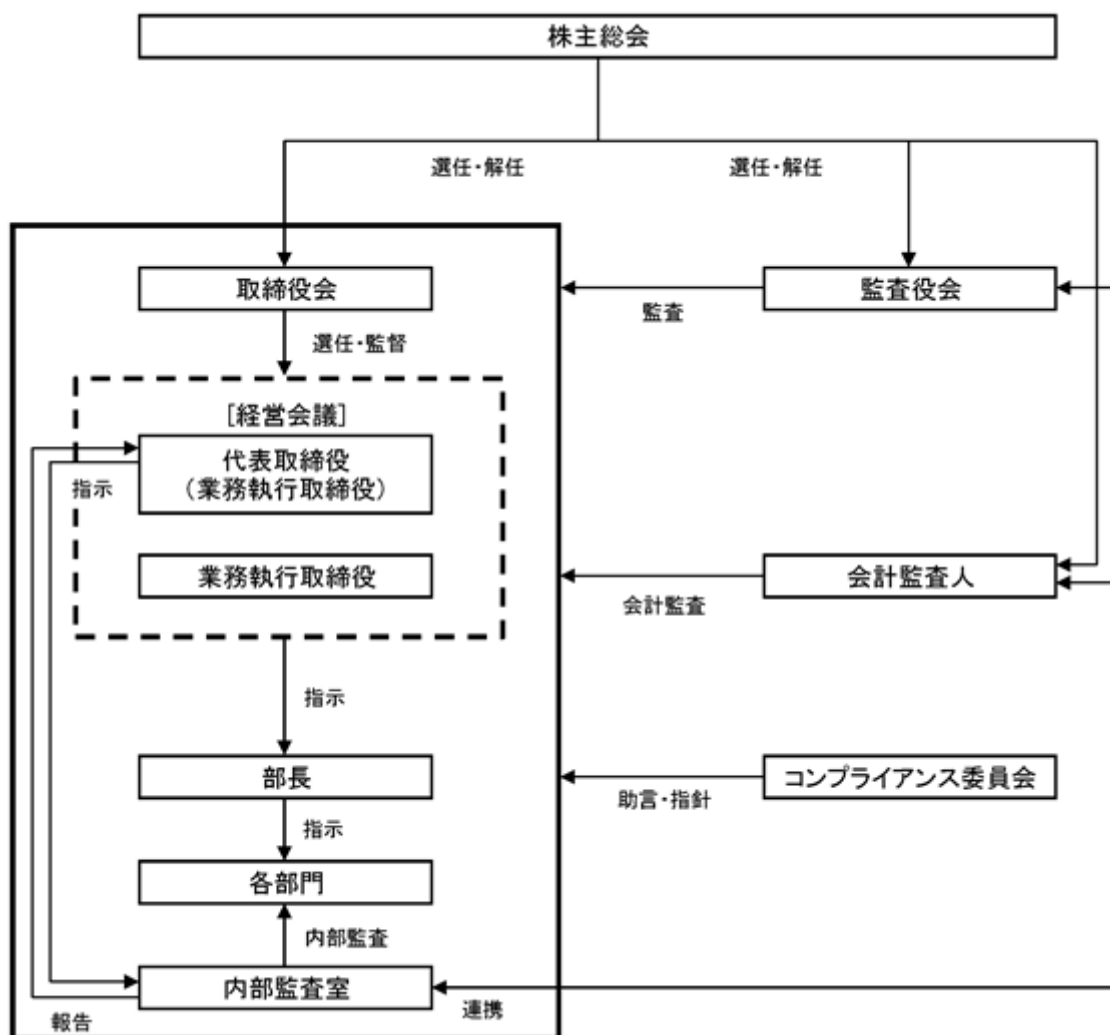
当社は、コーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題であると認識しており、内部経営監視機能の充実と適切な情報開示による透明性の高い経営を確保することで、経営環境の変化に迅速且つ的確に対応し、同時に健全で持続的な成長を実現すべく、組織体制の整備・強化に努めてまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### (ア) 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会制度を採用しており、経営に関する機関としては、株主総会、取締役会、経営会議及び監査役会を設けております。

会社の機関等の関連図は以下の通りであります。



##### a. 取締役会

取締役会は定時取締役会が毎月1回開催されるほか、必要に応じて臨時取締役会を開催することで経営の意思決定の迅速化を図っております。また、取締役会には監査役も出席し、適宜意見を述べております。取締役会においては、経営に関する重要事項についての報告、決議を行うとともに、経営判断の妥当性・効率性の監督と取締役に対する監視機能の重要性を考え、経営判断の適正化と経営の透明性を維持しております。

( 構成員の氏名等 )

議長：代表取締役社長 津江真行

構成員：専務取締役 都倉茂、常務取締役 矢野義晃、取締役(社外) 霍川順一、  
取締役(社外) 三浦義明、取締役(社外) 萩原浩二、取締役(社外) 田下宏彰、  
取締役(社外) 玉置貴史

なお、上記構成員の他、監査役(社外) 秋山高弘、監査役(社外) 井上勝次、監査役(社外) 大倉圭が取締役に出席し、取締役の業務執行を監査する体制を整えております。

b. 経営会議

経営会議は、毎日開催され、取締役会で決定された方針・計画・戦略に沿って環境変化に柔軟に対応するため、重要案件に関する迅速な意思決定を行っております。

( 構成員の氏名等 )

議長：代表取締役社長 津江真行

構成員：専務取締役 都倉茂、常務取締役 矢野義晃

なお、上記構成員の他、監査役( 社外 ) 秋山高弘が経営会議に出席し、取締役の業務執行を監査する体制を整えております。

c. 監査役会

監査役会は、毎月1回開催され、職務の執行に関する事項の協議、決議を行っております。また、会計監査人及び内部監査室と連携し、各種法令及び社内規則遵守の準拠性に関する監査を行っております。

( 構成員の氏名等 )

議長：監査役( 社外 ) 秋山高弘

構成員：監査役( 社外 ) 井上勝次、監査役( 社外 ) 大倉圭

内部監査については、担当部署として内部監査室を設置し、各部門の内部監査を実施するとともに、監査役会と連携し、実効性の高い監査を実施しております。

当社では、全社的な方針の統一及び問題意識の共有等を図ることを主な目的とし、毎月第1月曜日に30分程度、全社員を対象に現在の経済環境・不動産市況・会社の方向性・各プロジェクトの進行の方向性などを確認するミーティングを開催しております。

(イ) 企業統治の体制を採用する理由

社外チェックの観点においては、社外監査役が監査を実施しております。また、社外監査役は、取締役会に出席し、業務執行者から独立した立場で意見を述べ、会社経営における意思決定プロセスでの違法性や著しく不当な職務執行行為がないか等、取締役の職務執行状況を常に監視する体制を確保しております。当社の企業規模、事業内容等を勘案しますと、経営の効率性及び妥当性の監視機能において、取締役が相互に監視し、また、社外監査役の意見を参考にすることにより、現状の体制においても経営監視機能の実効性を確保することができるものと考えております。

企業統治に関するその他の事項

(ア) 内部統制システムの整備の状況

当社は、社長以下取締役、監査役をメンバーとしたコンプライアンス委員会を設置し、法令順守について審議すると共に、同委員会において役職員の行動規範となる行動指針を作成し、コンプライアンス体制の確立に努めております。なお、反社会的勢力に対しては、反社会的勢力対抗マニュアルを定め、弁護士、警察等の外部機関とも連携できる体制をとっております。

(イ) リスク管理体制の整備の状況

当社では、毎日開催される社長以下取締役及び常勤監査役をメンバーとした経営会議において、経営課題の把握と対応方針、各種リスクが顕在化した場合の解決策について協議を行うとともに、情報の共有化を図っております。

(ウ) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(エ) 役員等との間で締結している補償契約の内容

該当事項はありません。

(オ) 役員等を被保険者として締結している役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役・監査役であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により、会社訴訟・株主代表訴訟や第三者訴訟等により損害賠償をすることとなった場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。



ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の違法行為等に起因する損害賠償請求等の場合には、填補の対象としないこととしております。

(カ) 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨を定款に定めております。

(キ) 取締役の選任の決議事項

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

(ク) 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年5月31日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

(ケ) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 - 名 ( 役員のうち女性の比率 - % )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	津江 真行	1957年5月26日生	1982年4月 東洋信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 2004年2月 当社入社 取締役総務部長 2005年12月 当社常務取締役 2008年6月 当社取締役副社長CFO 2009年2月 当社代表取締役社長(現)	(注)3	23,900
専務取締役 統括本部長	都倉 茂	1963年6月12日生	1986年4月 (株)熊谷組入社 2002年1月 当社入社 2004年2月 当社設計部長 2005年12月 当社執行役員設計部長 2009年8月 当社取締役 2011年8月 当社取締役事業本部長兼設計部長 2013年6月 当社常務取締役事業本部長 2014年4月 当社常務取締役統括本部長 2018年6月 当社専務取締役統括本部長(現)	(注)3	20,500
常務取締役 管理本部長兼 経営企画部長	矢野 義晃	1967年7月29日生	1990年4月 東洋信託銀行(株) (現三菱UFJ信託銀行(株)) 入行 2006年8月 当社入社 経営企画部長 2011年8月 当社取締役管理本部長兼経営企画部長 2018年6月 当社常務取締役管理本部長兼経営企画部長(現)	(注)3	17,100
取締役	霍川 順一	1967年7月10日生	1999年3月 (株)シノハラ建設システム(現(株)シノケングループ)入社 2002年6月 同社取締役 2012年4月 同社常務取締役 2014年6月 当社社外取締役(現) 2015年7月 (株)シノケンコミュニケーションズ代表取締役社長(現) 2016年1月 (株)シノケングループ取締役常務執行役員 2017年4月 同社取締役専務執行役員(現)	(注)3	4,100
取締役	三浦 義明	1968年5月25日生	1995年6月 (株)日商ハーモニー入社 2005年3月 同社取締役 2007年5月 (株)日商ハーモニー(現(株)シノケンプロデュース)取締役 2008年4月 同社代表取締役社長 2012年3月 (株)シノケングループ取締役 2014年6月 当社社外取締役(現) 2016年1月 (株)シノケングループ取締役常務執行役員(現) 2020年10月 (株)シノケンハーモニー代表取締役社長(現)	(注)3	4,100
取締役	萩原 浩二	1970年8月22日生	2000年4月 弁護士登録 原山法律事務所入所 2003年2月 馬場・澤田法律事務所入所 2014年6月 当社社外取締役(現) 2016年2月 (株)シノケングループ法務室室長 2019年4月 同社執行役員法務・コンプライアンス担当法務室室長(現)	(注)3	4,100
取締役	田下 宏彰	1954年1月22日生	1972年4月 (株)小川建設入社 2006年4月 同社執行役員工事本部長 2009年6月 同社代表取締役社長(現) 2009年11月 (株)小川建物代表取締役社長(現) 2019年8月 当社社外取締役(現) 2021年4月 (株)シノケングループ執行役員ゼネコン事業セグメント担当(現)	(注)3	4,100

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	玉置 貴史	1977年11月2日生	2005年1月 ㈱シノハラ建設システム(現㈱シノケングループ)入社 2012年3月 ㈱シノケンプロデュース(現㈱シノケンハーモニー)取締役 2016年1月 同社取締役社長 2016年1月 ㈱シノケングループ執行役員 2019年3月 ㈱シノケンプロデュース(現㈱シノケンハーモニー)代表取締役社長 2020年3月 ㈱シノケングループ取締役執行役員(現) 2020年8月 当社社外取締役(現) 2020年10月 ㈱シノケンプロデュース代表取締役社長(現)	(注)3	4,100
常勤監査役	秋山 高弘	1955年8月9日生	1978年4月 ㈱住友銀行(現㈱三井住友銀行)入行 1987年10月 ㈱日本情報サービス(現㈱日本総合研究所)出向 2001年9月 同社財務経理部長 2011年6月 同社監査室長 2014年10月 同社常任監査役 2018年8月 当社常勤社外監査役(現)	(注)4	-
監査役	井上 勝次	1953年12月13日生	2001年6月 税理士登録 2002年5月 税理士法人トーマツ入所 2004年2月 イノウエ税務会計事務所開業(現) 2004年6月 ㈱シノハラ建設システム(現㈱シノケングループ)社外監査役(現) 2014年8月 当社社外監査役(現)	(注)4	-
監査役	大倉 圭	1980年8月1日生	2005年12月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入社 2011年4月 公認会計士登録 2015年5月 ㈱日本政策投資銀行 出向 2017年7月 有限責任あずさ監査法人 勤務 2018年10月 ㈱シノケングループ入社 2021年3月 コンピュータシステム㈱社外監査役(現) 2021年6月 ジック少額短期保険㈱社外監査役(現) 2021年6月 ㈱シノケンアセットマネジメント社外監査役(現) 2021年8月 当社社外監査役(現)	(注)5	-
計					82,000

- (注) 1. 取締役の霍川順一、三浦義明、萩原浩二、田下宏彰及び玉置貴史の5氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役の秋山高弘、井上勝次及び大倉圭の3氏は、社外監査役であります。  
3. 2021年8月26日開催の第35期定時株主総会の終結の時から1年間  
4. 2018年8月28日開催の第32期定時株主総会の終結の時から4年間  
5. 2021年8月26日開催の第35期定時株主総会の終結の時から1年間(辞任監査役の補欠につき、前任者の任期満了までとなります。)

#### 社外役員の状況

##### (ア)社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は5名、社外監査役は3名であります。

##### (イ)社外取締役及び社外監査役と提出会社の関係

社外取締役 霍川順一、三浦義明、萩原浩二、田下宏彰、玉置貴史の5氏は、株式会社シノケングループにおいて取締役または執行役員を、社外監査役 井上勝次氏は社外監査役をそれぞれ務めております。また、社外監査役 大倉圭氏は同社の社員であります。同社は、議決権比率で35.85%(2021年5月31日現在)の当社株式を保有する当社の主要株主であり、当社と幹旋業務等の取引関係があります。また、持株会社としてグループで不動産関連事業及びその他の事業を行っており、社外取締役 玉置貴史氏が代表取締役社長を兼任する株式会社シノケンプロデュースは株式会社シノケングループの完全子会社であり、当社と宅地建物取引業において競業関係にあります。

社外取締役 田下宏彰氏が代表取締役社長を務める株式会社小川建設は、株式会社シノケングループの完全子会社であり、当社とは建設請負工事の請負者としての関係があります。なお、社外取締役 田下宏彰氏が代表取締役社長を務める株式会社小川建物は、株式会社小川建設の完全子会社であり、当社と宅地建物取引業において競業関係にあります。

なお、社外監査役 秋山高弘氏との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役が保有する当社株式の状況は、「(2) 役員の状況 役員一覧」における「所有株式数」欄に記載のとおりであります。

(ウ)社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準

当社においては、社外取締役または社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針は、定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考としております。

(参考にしてしている基準等の内容) 有価証券上場規程施行規則第211条第4項第5号

(エ)社外取締役及び社外監査役が企業統治において果たす機能及び役割

社外取締役 霍川順一、三浦義明、田下宏彰、玉置貴史の4氏には、同業または近接業界の経営者としての知見に基づき、また社外取締役 萩原浩二氏には弁護士としての専門的な見識により、取締役会の監督機能の強化に努めていただいております。

社外監査役 秋山高弘氏は他社において監査役を務めていた知見に基づき、社外監査役 井上勝次氏は税理士として、また社外監査役 大倉圭氏は公認会計士としての知見に基づき、業務における法令遵守、並びに内部統制の有効性などについて、独立した立場での監視に努めていただいております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会において内部統制活動の実施状況について報告を受け、経営の監督監視機能の実効性向上を担っております。

社外監査役は、取締役会及び監査役会において内部統制全般の整備・運用状況、リスク管理の状況を把握し、会計監査人から職務の執行状況の報告を受け、内部監査及び内部統制部門並びに会計監査人と連携を図る取締役会と共に、適宜に情報交換及び意見交換を元に、監査機能の実効性向上を担っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

監査役監査については、各監査役は監査の方針・業務の分担等に従い、取締役会に出席する等により取締役との意思疎通を図り、また必要に応じて説明を求め、取締役の職務の執行状況を監査しております。常勤監査役は、日々開催される経営会議に出席する他、重要な決裁書類の閲覧、取締役や社員からの報告徴収等を通じて、会社の状況の把握に努めております。

なお、常勤監査役秋山高弘は、銀行業務及び財務経理部長並びに監査室長を歴任し培われた専門的知識及び経験を有しております。また、監査役井上勝次は税理士の資格を、監査役大倉圭は公認会計士の資格をそれぞれ有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において、当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秋山 高弘	13回	13回
井上 勝次	13回	12回
澤田 和也	13回	13回

また、新型コロナウイルス感染拡大の影響について、当事業年度においては影響はありませんでしたが、今後はweb会議システムの活用等、状況に応じて代替手段を用いて適正な監査を維持する対応をいたします。

## 内部監査の状況

当社は、内部牽制機関として代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。内部監査担当（1名）が全部門を対象に定期的に内部監査を実施しており、監査結果を代表取締役社長に報告しております。一方、被監査部門に対しては、監査結果についての改善事項の指摘・指導を行い、監査後は改善状況を報告させております。更に、監査役及び会計監査人とも連携しながら実効性の高い監査を実施しております。監査役も内部監査室に対して、監査の助言や提案を行うことで相互連携を深め、お互いの監査の実効性を高めております。

## 会計監査の状況

## (ア) 監査法人の名称

HLB Meisei 有限責任監査法人

## (イ) 継続監査期間

12年

## (ウ) 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 武田 剛

指定有限責任社員 業務執行社員 関 和輝

## (エ) 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、会計士試験合格者等2名、その他5名となります。

## (オ) 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人に求められる専門性、独立性、監査活動の適正性、効率性及び監査報酬を基準として会計監査人の選定を行う方針としております。HLB Meisei 有限責任監査法人については、上記方針を踏まえて総合的に勘案した結果、会計監査人として適正であると判断し、選任しております。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。

## (カ) 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の品質管理体制、監査チームの独立性、監査報酬の水準、監査役・経営者・内部監査部門とのコミュニケーションの状況等に関する情報を収集・評価し、監査法人を評価しております。

監査報酬の内容等

(ア) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
19	-	19	-

(イ) 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬(ア)を除く)

該当事項はありません。

(ウ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(エ) 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査公認会計士等の規模、特性、監査日数等を勘案した上で決定しております。

(オ) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表している「会計監査人との連携に関する実務指針」等を踏まえ、会計監査人が提出した監査計画の内容・方法・報酬単価等を精査した結果、監査報酬額は適切に見積もられ妥当と評価し、会社法第399条第1項の同意を行ったものであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

( ) 取締役に対する報酬

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、2021年2月8日開催の取締役会において決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりであります。

a. 基本方針

当社の取締役の報酬体系は、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、安定性を重視した固定報酬を基本とし、これに企業価値の向上・株主利益の追求に対するインセンティブとしての非金銭報酬を付与することとする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責等に応じて同業種・同規模の他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定する。

c. 非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む）

非金銭報酬は、退任時までの譲渡制限を付した株式とし、役位、職責等に応じて、当社の業績および交付時の当社の株価も考慮しながら、総合的に勘案して株数を決定し、毎年、一定の時期に支給する。

d. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、金銭報酬と非金銭報酬等の具体的割合は決定しないが、非金銭報酬は当社の業績および業績見通しを鑑み交付を決定するものとする。また、安定性を重視した金銭報酬を基本とする基本方針を踏まえ、非金銭報酬等を交付する場合は、金銭報酬の1/2を上回らない（交付時の株価による金銭換算想定）ものとする。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額は、株主総会によって決議された報酬総額（上限）の範囲内において、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が、社外取締役と意見交換を行った上で、基本報酬の額および非金銭報酬の株数のその具体的内容を決定する。

上記方針に基づき、取締役会は、代表取締役社長 津江真行に対し、各取締役の基本報酬の額及び非金銭報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に社外取締役とその妥当性等について確認しております。

取締役の報酬限度額は、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち、社外取締役は0名）です。また、その一部分として、2020年8月27日開催の第34期定時株主総会において、譲渡制限付株式による報酬額として年額20百万円以内（うち、社外取締役は5百万円以内）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は5名）です。

( ) 監査役に対する報酬

監査役に対する報酬については、株主総会の決議により決定した報酬総額の限度額の範囲内において、監査役の協議により決定しております。

監査役の報酬限度額につきましては、2006年8月28日開催の第20期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			支給人員
		基本報酬	譲渡制限付株式 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	100 (12)	88 (9)	11 (2)	11 (2)	8名 (5名)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	- (-)	- (-)	3名 (3名)
合計 (うち社外役員)	112 (24)	100 (21)	11 (2)	11 (2)	11名 (8名)

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等  
報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

(ア) 投資株式の区分の基準及び考え方

保有目的が株式の配当及び売却利益の收受である投資株式を純投資目的の投資株式、それ以外の当社事業の維持・強化等による企業価値の向上である投資株式を純投資目的以外の目的の投資株式としております。

(イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

(ウ) 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。



## 第5【経理の状況】

### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年6月1日から2021年5月31日まで）の財務諸表について、HLB Meisei有限責任監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成していません。

### 4．財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、財務諸表等を作成し適正に表示できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また、監査法人、開示支援会社との連携及び専門雑誌・書籍購読や監査法人、開示支援会社の開催するセミナーに定期的に参加することにより適宜法令改正や会計基準適用等の情報を収集し、必要に応じて指導・意見交換を行い適切な開示に努めております。

## 1【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	2,775	4,037
売掛金	0	1
販売用不動産	8,842	8,069
仕掛販売用不動産	8,040	9,878
貯蔵品	2	2
前渡金	1,882	1,372
前払費用	29	285
その他	1	0
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	21,575	23,647
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物	7	7
減価償却累計額	7	7
建物(純額)	0	0
車両運搬具	5	5
減価償却累計額	4	5
車両運搬具(純額)	1	0
工具、器具及び備品	41	42
減価償却累計額及び減損損失累計額	21	26
工具、器具及び備品(純額)	20	15
リース資産	8	8
減価償却累計額	5	6
リース資産(純額)	3	1
有形固定資産合計	25	18
<b>無形固定資産</b>		
電話加入権	0	0
ソフトウェア	1	1
無形固定資産合計	1	1
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	5	254
出資金	25	28
破産更生債権等	0	-
長期前払費用	1	5
繰延税金資産	52	99
その他	49	34
貸倒引当金	2	-
投資その他の資産合計	130	422
<b>固定資産合計</b>	158	442
<b>資産合計</b>	21,733	24,089

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	113	89
短期借入金	3,470	2,540
1年内返済予定の長期借入金	8,093	7,844
リース債務	1	1
未払金	125	92
未払費用	91	87
未払法人税等	176	357
前受金	298	207
預り金	9	5
製品保証引当金	28	28
その他	66	348
流動負債合計	12,474	11,602
<b>固定負債</b>		
長期借入金	4,776	6,164
リース債務	1	0
退職給付引当金	39	45
長期預り敷金	24	30
固定負債合計	4,843	6,240
負債合計	17,318	17,843
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	1,249	1,750
<b>資本剰余金</b>		
資本準備金	272	772
その他資本剰余金	0	-
資本剰余金合計	272	772
<b>利益剰余金</b>		
利益準備金	16	22
<b>その他利益剰余金</b>		
繰越利益剰余金	2,855	3,713
利益剰余金合計	2,872	3,735
自己株式	89	105
株主資本合計	4,306	6,152
新株予約権	108	92
純資産合計	4,414	6,245
負債純資産合計	21,733	24,089

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)		当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)
売上高	23,674		18,886	
売上原価	1 19,962		1 15,648	
売上総利益	3,711		3,237	
販売費及び一般管理費	2 2,175		2 1,523	
営業利益	1,535		1,714	
営業外収益				
受取利息	0		0	
受取配当金	0		1	
為替差益	-		4	
その他	0		1	
営業外収益合計	1		7	
営業外費用				
支払利息	350		303	
融資手数料	87		111	
その他	3		8	
営業外費用合計	441		423	
経常利益	1,095		1,299	
特別利益				
新株予約権戻入益	-		4 15	
訴訟損失引当金戻入額	3 12		-	
特別利益合計	12		15	
特別損失				
固定資産除却損	0		0	
特別損失合計	0		0	
税引前当期純利益	1,107		1,314	
法人税、住民税及び事業税	269		442	
法人税等調整額	52		47	
法人税等合計	217		394	
当期純利益	890		920	

【売上原価明細書】

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)		当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
土地取得費	10,414	52.2	7,886	50.4
建築費	6,326	31.7	4,710	30.1
建物取得費	1,817	9.1	1,827	11.7
その他の経費	1,403	7.0	1,223	7.8
合計	19,962	100.0	15,648	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	1,249	272	0	272	11	2,026	2,038	62	3,497
当期変動額									
剰余金の配当					5	61	55		55
当期純利益						890	890		890
自己株式の取得								29	29
自己株式の処分			0	0				3	3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	-	-	0	0	5	828	834	26	808
当期末残高	1,249	272	0	272	16	2,855	2,872	89	4,306

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	95	3,593
当期変動額		
剰余金の配当		55
当期純利益		890
自己株式の取得		29
自己株式の処分		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	12	12
当期変動額合計	12	820
当期末残高	108	4,414

当事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

(単位:百万円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金				
当期首残高	1,249	272	0	272	16	2,855	2,872	89	4,306	
当期変動額										
新株の発行	500	500		500					1,000	
剰余金の配当					5	61	55		55	
当期純利益						920	920		920	
自己株式の取得								30	30	
自己株式の処分			0	0		1	1	13	11	
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	500	500	0	499	5	857	862	16	1,846	
当期末残高	1,750	772	-	772	22	3,713	3,735	105	6,152	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	108	4,414
当期変動額		
新株の発行		1,000
剰余金の配当		55
当期純利益		920
自己株式の取得		30
自己株式の処分		11
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	15	15
当期変動額合計	15	1,830
当期末残高	92	6,245

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	1,107	1,314
減価償却費	11	11
株式報酬費用	15	9
受取利息及び受取配当金	0	1
支払利息	350	303
融資手数料	87	111
売上債権の増減額(は増加)	0	0
訴訟損失引当金戻入額	12	-
たな卸資産の増減額(は増加)	892	1,065
未収入金の増減額(は増加)	1	0
前渡金の増減額(は増加)	64	510
前払費用の増減額(は増加)	477	239
敷金及び保証金の増減額(は増加)	20	3
仕入債務の増減額(は減少)	129	23
未払金の増減額(は減少)	70	31
未払消費税等の増減額(は減少)	42	283
前受金の増減額(は減少)	13	93
預り敷金及び保証金の増減額(は減少)	20	5
退職給付引当金の増減額(は減少)	6	5
修繕引当金の増減額(は減少)	0	-
その他	1	2
小計	2,729	1,095
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	341	326
訴訟和解金の支払額	6	-
法人税等の支払額	281	276
その他	93	111
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,007	383
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	26	178
定期預金の払戻による収入	82	50
有形固定資産の取得による支出	16	4
投資有価証券の取得による支出	-	250
その他	10	3
投資活動によるキャッシュ・フロー	29	386
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	992
短期借入れによる収入	6,147	4,365
短期借入金の返済による支出	5,595	5,217
長期借入れによる収入	9,964	12,496
長期借入金の返済による支出	11,853	11,434
自己株式の取得による支出	29	30
配当金の支払額	55	55
その他	1	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,422	1,114
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	4
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	610	1,116
現金及び現金同等物の期首残高	1,939	2,549
現金及び現金同等物の期末残高	2,549	3,665

【注記事項】

( 継続企業の前提に関する事項 )

該当事項はありません。

( 重要な会計方針 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 販売用不動産、仕掛販売用不動産

個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物(建物附属設備を除く。)は定額法、その他は定率法を採用しております。

なお、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10～15年

車両運搬具 3～4年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

販売した不動産の瑕疵担保責任履行に備えるため、将来の補修費等見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（簡便法による当事業年度末自己都合要支給額）を計上しております。

5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しております。ただし、2020年10月1日以後の居住用賃貸建物の取得等に係る控除対象外消費税等については、流動資産に計上し当該販売用不動産の販売及び引渡した事業年度の期間費用としております。



( 会計方針の変更 )

( 販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る控除対象外消費税等の会計処理の変更 )

従来、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る控除対象外消費税等については、発生した事業年度の費用として販売費及び一般管理費に計上しておりましたが、2020年10月1日以後の居住用賃貸建物の取得等に係る控除対象外消費税等については流動資産に計上し、当該販売用不動産及び仕掛販売用不動産の販売及び引渡した事業年度の期間費用として計上する方法に変更いたしました。

2020年度税制改正において、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度に係る改正により、2020年10月1日以後に取得する居住用賃貸建物に係る課税仕入れ等の税額については、当該建物が賃貸等に供されないことが明らかな場合を除き、その保有目的にかかわらず当該建物の譲渡が行われるまで仕入税額控除制度の適用を認めないこととされました(以下「税制改正」という)。

税制改正に伴い、居住用賃貸建物に係る課税仕入れは、当社の販売方針を勘案すれば将来的には大半が仕入税額控除の対象となることが見込まれます。このため仕入れをした事業年度に費用計上する場合と比べ、販売した事業年度まで繰延べをし、仕入税額控除の対象とならない部分を売上高に対応する期間費用とするほうが、適正な期間損益計算及び費用収益対応の観点からより合理的であると考え、会計方針を変更することといたしました。

当該変更は当期首から遡って適用しており、この結果、当事業年度の損益計算書において、販売費及び一般管理費が223百万円減少し、営業利益、経常利益、税引前当期純利益がそれぞれ223百万円増加しております。

前事業年度においては影響額が存在しないため遡及修正は行っていません。

(重要な会計上の見積り)

(販売用不動産及び仕掛販売用不動産の評価)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

	当事業年度 (百万円)
販売用不動産	8,069
仕掛販売用不動産	9,878
評価損計上額(売上原価)	83

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

算出方法

棚卸資産の評価に関する会計基準に基づき、販売用不動産及び仕掛販売用不動産に係る収益性の低下等により期末において算出された正味売却価額が帳簿価額よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。正味売却価額は、各プロジェクト発足後適宜策定される事業計画上の販売価格及び工事原価等に基づいて算出しております。また、事業の進捗及び販売状況に応じて正味売却価額の見直しを行っております。

主要な仮定

正味売却価額の算出に用いた主要な仮定は販売価格及び工事原価であり、算出にあたっては、過去の販売実績、将来の売買市場の動向、鋼材等の材料費及び労務費等建築コストの動向のほか、周辺の賃料相場、リーシング(テナント募集)状況等を考慮した最新の事業計画に基づき見積りを行っております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大による影響につきましては、その動向を引続き注視する必要はあるものの、本感染症は長期化せずに収束し、不動産賃貸市況及び不動産投資市況に与える影響は限定的であるとの仮定を置いております。

翌年度の財務諸表に与える影響

主要な仮定である販売価格及び工事原価の見積りは不確実性を伴い、販売価格は不動産賃貸や不動産投資の市況の変化等により、工事原価は建設市況の変化、あるいは追加工事の発生やスケジュール遅延等により、見積りと将来の結果が異なる可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませ

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)

- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてはほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年5月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り及び判断)

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大に伴い、経済や社会、企業活動に広範な影響が生じており、今後の新型コロナウイルス感染症の収束時期やその影響の程度を合理的に予測することは極めて困難な状況にあるものの、当事業年度末日以降財務諸表作成時までに最大限入手可能な情報を踏まえ、本感染症は長期化せずに収束し、不動産賃貸市況及び不動産投資市況に与える影響は限定的であるとの仮定に基づき、繰延税金資産の回収可能性及びたな卸資産の評価の判定等に関する会計上の見積りを会計処理に反映しております。

なお、上記仮定に変化が生じた場合には、当社の翌事業年度の業績に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表関係)

担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
現金及び預金	140百万円	140百万円
販売用不動産	8,842	8,069
仕掛販売用不動産	8,039	9,878
計	17,022	18,087

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
短期借入金	3,341百万円	2,535百万円
1年内返済予定の長期借入金	8,067	7,802
長期借入金	4,718	5,970
計	16,127	16,308

(損益計算書関係)

- 1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
	211百万円	83百万円

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.4%、当事業年度36.9%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.6%、当事業年度63.1%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
広告宣伝費	385百万円	76百万円
販売促進費	290	7
その他販売経費	507	478
従業員給与及び賞与	448	432
退職給付費用	4	5
減価償却費	11	11
貸倒引当金繰入	0	2

- 3 訴訟損失引当金戻入額の内容は次のとおりであります。

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

訴訟終了案件についての引当金12百万円を戻入計上しております。

- 4 新株予約権戻入益の内容は次のとおりであります。

当事業年度(自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)

権利行使期間終了につき失効した新株予約権15百万円を戻入計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	28,297,915	-	-	28,297,915
合計	28,297,915	-	-	28,297,915
自己株式				
普通株式(注)1.2.	307,400	200,760	17,400	490,760
合計	307,400	200,760	17,400	490,760

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加200,760株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得200,000株及び単元未満株式の買取り760株による増加分であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少17,400株は、新株予約権行使に対する自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	108
	合計	-	-	-	-	-	108

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年8月27日 定時株主総会	普通株式	55	2	2019年5月31日	2019年8月28日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	55	利益剰余金	2	2020年5月31日	2020年8月28日

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
発行済株式（注）1.				
普通株式	28,297,915	6,850,000	-	35,147,915
合計	28,297,915	6,850,000	-	35,147,915
自己株式				
普通株式（注）2.3.	490,760	210,800	82,000	619,560
合計	490,760	210,800	82,000	619,560

（注）1. 普通株式の株式数の増加6,850,000株は、取締役会の決議に基づく第三者割当増資の受入れにより、6,850,000株の募集株式の発行を実施したことによる増加分であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加210,800株は、取締役会の決議に基づく自己株式の取得210,400株及び単元未満株式の買取り400株による増加分であります。

3. 普通株式の自己株式の株式数の減少82,000株は、取締役会の決議に基づく譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（百万円）
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	ストック・オプションとしての新株予約権	-	-	-	-	-	92
	合計	-	-	-	-	-	92

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年8月27日 定時株主総会	普通株式	55	2	2020年5月31日	2020年8月28日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年8月26日 定時株主総会	普通株式	69	利益剰余金	2	2021年5月31日	2021年8月27日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月 31日)	当事業年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月 31日)
現金及び預金勘定	2,775百万円	4,037百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	226	371
現金及び現金同等物	2,549	3,665

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社におけるコピー複合機(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2020年 5月 31日)	当事業年度 (2021年 5月 31日)
1年内	47	47
1年超	59	11
合計	107	59



(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行っております。

なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

また、当社は、販売計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主にたな卸資産の購入に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後40年であります。

また、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）を管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるもの（（注）2.をご参照ください。）及び重要性が乏しいものは次表には含まれておりません。

前事業年度（2020年5月31日）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	2,775百万円	2,775百万円	- 百万円
資産計	2,775	2,775	-
(1) 買掛金	113	113	-
(2) 短期借入金	3,470	3,470	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	8,093	8,093	-
(4) 未払金	125	125	-
(5) 未払法人税等	176	176	-
(6) 長期借入金	4,776	4,773	3
負債計	16,756	16,753	3

当事業年度（2021年5月31日）

	貸借対照表計上額	時価	差額
現金及び預金	4,037百万円	4,037百万円	- 百万円
資産計	4,037	4,037	-
(1) 買掛金	89	89	-
(2) 短期借入金	2,540	2,540	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	7,844	7,844	-
(4) 未払金	92	92	-
(5) 未払法人税等	357	357	-
(6) 長期借入金	6,164	6,164	0
負債計	17,088	17,088	0

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

現金及び預金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
投資有価証券	5	254

投資有価証券については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められていることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2020年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	2,775	-
合計	2,775	-

当事業年度(2021年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)
現金及び預金	4,037	-
合計	4,037	-

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額  
前事業年度(2020年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	3,470	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	8,093	-	-	-	-	-
長期借入金	-	3,987	136	15	14	623
合計	11,564	3,987	136	15	14	623

当事業年度(2021年5月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	2,540	-	-	-	-	-
1年内返済予定の 長期借入金	7,844	-	-	-	-	-
長期借入金	-	3,411	2,222	34	14	482
合計	10,384	3,411	2,222	34	14	482

(有価証券関係)

前事業年度(2020年5月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当事業年度(2021年5月31日)

1. その他有価証券

特定目的会社への出資(貸借対照表計上額5百万円)及び投資事業有限責任組合への出資(貸借対照表計上額249百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、当該出資に係る時価を記載しておりません。

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
退職給付引当金の期首残高	33百万円	39百万円
退職給付費用	6	7
退職給付の支払額	-	2
退職給付引当金の期末残高	39	45

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
非積立型制度の退職給付債務	39百万円	45百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39	45
退職給付引当金	39	45
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	39	45

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前事業年度 6百万円

当事業年度 7百万円

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月 31日)	当事業年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月 31日)
販売費及び一般管理費	15	-

2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 6月 1日 至 2020年 5月 31日)	当事業年度 (自 2020年 6月 1日 至 2021年 5月 31日)
特別利益の新株予約権戻入益	-	15

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2014年 5月期	2014年 5月期	2015年 5月期	2016年 5月期	2017年 5月期	2017年 5月期
付与対象者の 区分別人数	当社従業員 34名	当社取締役 7名	当社取締役 8名	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社従業員 39名
ストック・ オプションの数 (注) 1	普通株式 145,000株	普通株式 49,000株	普通株式 56,000株	普通株式 54,400株	普通株式 47,500株	普通株式 161,500株
付与日	2013年 8月 5日	2013年 9月 30日	2014年 10月 31日	2015年 11月 30日	2016年 10月 31日	2016年 10月 31日
権利確定条件	(注) 2	(注) 3	(注) 3	(注) 3	(注) 4	(注) 5
対象勤務期間	自2013年 8月 5日 至2015年 7月 18日					自2016年 10月 31日 至2018年 10月 11日
権利行使期間	自2015年 7月 19日 至2020年 7月 18日	自2013年 10月 1日 至2053年 9月 30日	自2014年 11月 1日 至2054年 10月 31日	自2015年 11月 30日 至2055年 11月 30日	自2016年 10月 31日 至2056年 10月 30日	自2018年 10月 12日 至2023年 10月 11日
	2018年 5月期	2019年 5月期	2020年 5月期			
付与対象者の 区分別人数	当社取締役 7名	当社取締役 7名	当社取締役 7名			
ストック・ オプションの数 (注) 1	普通株式 60,800株	普通株式 68,400株	普通株式 82,700株			
付与日	2017年 10月 31日	2018年 10月 31日	2019年 10月 31日			
権利確定条件	(注) 4	(注) 4	(注) 4			
対象勤務期間						
権利行使期間	自2017年 10月 31日 至2057年 10月 31日	自2018年 11月 1日 至2058年 10月 31日	自2019年 11月 1日 至2059年 10月 31日			

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。また、当社は、2013年12月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第6回及び第7回ストック・オプションにつきましては、当該株式分割後の株式数により記載しております。

2. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

3. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、行使期間の期間内において、当社取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者は、上記の規定にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当該承認日の翌日から30日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、上記の行使期間内において、原則として当社取締役の地位を喪失した日の翌日より10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権を行使することはできない。

本新株予約権は、一括して行使するものとする。

5. 権利行使の条件は以下のとおりであります。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできない。

本新株予約権は、一括して行使するものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度（2021年5月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、当社は、2013年12月1日付で普通株式1株につき20株の株式分割を行っております。第6回及び第7回ストック・オプションにつきましては、当該株式分割後の株式数及び価格に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2014年5月期	2014年5月期	2015年5月期	2016年5月期	2017年5月期	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期
権利確定前 (株)								
前事業年度末	-	39,000	50,400	51,600	45,000	-	57,600	64,800
付与	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	-	-	-	-	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
未確定残	-	39,000	50,400	51,600	45,000	-	57,600	64,800
権利確定後 (株)								
前事業年度末	89,000	-	-	-	-	135,000	-	-
権利確定	-	-	-	-	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-	-	-	-	-
失効	89,000	-	-	-	-	8,000	-	-
未行使残	-	-	-	-	-	127,000	-	-

	2020年5月期
権利確定前 (株)	
前事業年度末	82,700
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	82,700
権利確定後 (株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

単価情報

	2014年5月期	2014年5月期	2015年5月期	2016年5月期	2017年5月期	2017年5月期	2018年5月期	2019年5月期
権利行使価格 (円)	259.00	1.00	1.00	1.00	1.00	265.00	1.00	1.00
行使時平均株価 (円)	-	-	-	-	-	-	-	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	163.50	236.20	176.19	191.09	234.05	137.68	200.00	145.00
	2020年5月期							
権利行使価格 (円)	1.00							
行使時平均株価 (円)	-							
公正な評価単価 (付与日) (円)	190.00							

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
繰延税金資産		
未払金	23百万円	24百万円
未払費用	18	18
未払事業税	9	20
たな卸資産評価損	36	61
製品保証引当金	8	8
退職給付引当金	12	13
新株予約権	23	23
その他	6	7
繰延税金資産小計	138	178
評価性引当額	85	78
繰延税金資産合計	52	99

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
評価性引当額の増減	11.1	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3	
住民税均等割額等	0.3	
所得拡大促進税制による税額控除	0.8	
その他	0.3	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.6	



(持分法損益等)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会、その他の会議体が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために定期的に検討を行う対象となっているものとあります。

当社は、製品・サービスの内容等が概ね類似している各個別プロジェクトを集約し、「分譲開発事業」、「賃貸開発事業」、「バリューアップ事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な内容は、次のとおりであります。

分譲開発事業・・・分譲マンションの開発・販売

賃貸開発事業・・・賃貸マンションの建築・販売

バリューアップ事業・・・中古収益ビル等の仕入・バリューアップ・売却

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度(自2019年6月1日 至2020年5月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	財務諸表 計上額 (注)3
	分譲開発 事業	賃貸開発 事業	バリューア ップ事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	5,702	11,988	5,983	23,674	-	23,674	-	23,674
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	5,702	11,988	5,983	23,674	-	23,674	-	23,674
セグメント利益又は 損失( )	190	1,785	649	2,625	0	2,625	1,089	1,535
セグメント資産	1,190	14,979	2,609	18,779	-	18,779	2,953	21,733
その他の項目								
減価償却費	-	-	-	-	-	-	11	11
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	-	-	-	-	-	-	14	14

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業務受託事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 1,089百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 2,953百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金(現金及び預金等)及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額 11百万円は、管理部門の資産に係るものであります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 14百万円は、管理部門の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当事業年度（自2020年6月1日 至2021年5月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	財務諸表 計上額 (注) 3
	分譲開発 事業	賃貸開発 事業	バリューア ップ事業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	921	13,755	4,209	18,886	-	18,886	-	18,886
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-	-
計	921	13,755	4,209	18,886	-	18,886	-	18,886
セグメント利益又は 損失( )	42	2,253	471	2,767	0	2,767	1,053	1,714
セグメント資産	1,780	12,980	4,572	19,333	-	19,333	4,755	24,089
その他の項目								
減価償却費	-	-	-	-	-	-	11	11
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	-	-	-	-	-	-	3	3

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、不動産業務受託事業を含んでおります。

2. セグメント利益又は損失の調整額 1,053百万円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

セグメント資産の調整額 4,755百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない余資運用資金（現金及び預金等）及び管理部門に係る資産であります。

減価償却費の調整額 11百万円は、管理部門の資産に係るものであります。

有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 3百万円は、管理部門の設備投資額であります。

3. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客に対する売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
ピーピーエフエー・ジャパン・スリー特 定目的会社	2,381	賃貸開発事業

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客に対する売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

海外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
シノケンリート投資法人	1,892	貸貸開発事業及びバリューアップ事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

1. 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等  
前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

種 類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社	株式会社シ ノケング ループ	福岡市 中央区	1,094	各事業会社 の経営管理 事業	被所有 直接 35.85	増資の受入 役員の兼任	第三者割当 増資の受入 (注) 1.	1,000	-	-

- (注) 1. 当社が株式会社シノケングループに行った第三者割当増資について、1株146円で受け入れた  
ものであります。  
2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて  
おります。  
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。

2. 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等  
前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）

種 類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社小 川建設	東京都 新宿区	95	建築請負業	なし	当社の販売 用不動産の 建築 役員の兼任	販売用不動 産の建築費	3,046	前渡金	28

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

種 類	会社等の 名称又は 氏名	所 在 地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の 所 有 (被所有) 割合 (%)	関連当事 者との関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
その他の 関係会社 の子会社	株式会社小 川建設	東京都 新宿区	95	建築請負業	なし	当社の販売 用不動産の 建築 役員の兼任	販売用不動 産の建築費	263	前渡金	257

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて  
おります。  
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等  
取引条件及び取引条件の決定方針等は、一般取引先と同様であります。

3. 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等  
前事業年度（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）  
該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年6月1日 至 2021年5月31日）

該当事項はありません。

( 1株当たり情報 )

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり純資産額	154.86円	178.20円
1株当たり当期純利益	31.98円	29.49円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	31.57円	29.13円

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2020年5月31日)	当事業年度 (2021年5月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,414	6,245
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	108	92
(うち新株予約権(百万円))	(108)	(92)
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,306	6,152
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(千株)	27,807	34,528

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年6月1日 至 2020年5月31日)	当事業年度 (自 2020年6月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	890	920
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(百万円)	890	920
期中平均株式数(千株)	27,846	31,203
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(千株)	362	388
(うち新株予約権(千株))	(362)	(388)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	2013年7月18日及び2013年7月31日取締役会決議ストック・オプション (第6回新株予約権) (株式の数 89千株)  2016年10月11日及び2016年10月21日取締役会決議ストック・オプション (第11回新株予約権) (株式の数 135千株)	2013年7月18日及び2013年7月31日取締役会決議ストック・オプション (第6回新株予約権) については、2020年7月18日をもって権利行使期間満了につき失効しております。  2016年10月11日及び2016年10月21日取締役会決議ストック・オプション (第11回新株予約権) (株式の数 127千株)

(重要な後発事象)

(自己株式の取得)

当社は、2021年7月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議し、自己株式の取得を実施いたしました。

1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応し、機動的な資本政策の遂行を可能とするためであります。

2. 取得に係る事項の内容

- |                |  |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式   |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 200,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 0.58%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 30,000,000円(上限)                                |
| (4) 取得期間       | 2021年7月13日～2021年7月16日                          |
| (5) 株式の取得の方法   | 東京証券取引所における市場買付                                |

3. 自己株式取得の結果(約定日基準)

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式                |
| (2) 取得した株式の総数  | 191,600株              |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 29,988,300円           |
| (4) 取得期間       | 2021年7月13日～2021年7月15日 |
| (5) 株式の取得の方法   | 東京証券取引所における市場買付       |

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差 引 当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	7	-	-	7	7	0	0
車両運搬具	5	-	-	5	5	1	0
工具、器具及び備品	41	3	2	42	26	7	15
リース資産	8	-	-	8	6	1	1
有形固定資産計	63	3	2	64	46	10	18
無形固定資産							
ソフトウェア	3	0	-	2	1	0	1
電話加入権	2	-	-	2	2	-	0
無形固定資産計	5	0	-	5	3	0	1

(注) 1. 当期増加額は、主に本店の設備投資(工具、器具及び備品3百万円)であります。

2. 当期減少額は、主に本店の工具、器具及び備品の除却2百万円であります。

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	3,470	2,540	2.1	-
1年以内に返済予定の長期借入金	8,093	7,844	2.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	1	1	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	4,776	6,164	2.2	2022年~2061年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	1	0	-	2022年~2024年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	16,344	16,550	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の当期末残高のうち104百万円、1年以内に返済予定の長期借入金の当期末残高のうち1百万円は無利息であります。

4. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,411	2,222	34	14
リース債務	0	0	-	-



【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	3	0	2	0	0
製品保証引当金	28	-	-	-	28

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替処理による戻入額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

流動資産

イ．現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	3,663
定期預金	356
定期積金	15
別段預金	2
小計	4,036
合計	4,037

ロ．売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
その他	1
合計	1

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(E)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (E)}{2} \div \frac{(B)}{365}$
0	3	2	1	61.6	98.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ．販売用不動産

品目	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)
西五反田2プロジェクト	188.69	616
日本橋浜町2プロジェクト	96.33	615
北千束3プロジェクト	393.98	545
下目黒3プロジェクト	154.64	508
白金5プロジェクト	169.42	494
その他	2,774.47	5,288
合計	3,777.53	8,069

(注) 面積欄には、敷地面積を記載しております。

ニ．仕掛販売用不動産

品目	面積 (m <sup>2</sup> )	金額 (百万円)
岩本町4プロジェクト	415.24	1,382
西池袋2プロジェクト	464.32	661
白金3プロジェクト	232.82	559
神田佐久間町プロジェクト	142.97	472
富士見プロジェクト	151.00	437
その他	5,502.21	6,365
合計	6,908.56	9,878

(注)面積欄には、敷地面積を記載しております。

ホ．前渡金

相手先	金額 (百万円)
(株)日向興発	278
(株)小川建設	257
(株)松永建設	225
(株)ピラハウジング	118
(株)F U J I K E N	78
その他	414
合計	1,372

ヘ．貯蔵品

品目	金額 (百万円)
契約及び登記用収入印紙	2
その他	0
合計	2

流動負債  
買掛金

相手先	金額 (百万円)
東京都	80
(株)日向興発	2
三井不動産レジデンシャルリース(株)	1
(株)長谷工ライブネット	0
(株)ジョイント・プロパティ	0
その他	4
合計	89

(3)【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	8,557	13,214	17,672	18,886
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	1,013	1,542	1,657	1,314
四半期(当期)純利益 (百万円)	702	1,067	1,168	920
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	25.34	38.25	38.83	29.49

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失( ) (円)	25.34	12.99	2.93	7.18

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	6月1日から5月31日まで
定時株主総会	8月中
基準日	5月31日
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL <a href="https://www.properst.co.jp">https://www.properst.co.jp</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、同法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書  
事業年度（第34期）（自 2019年6月1日 至 2020年5月31日）2020年8月28日関東財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類  
2020年8月28日関東財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書  
（第35期第1四半期）（自 2020年6月1日 至 2020年8月31日）2020年10月12日関東財務局長に提出  
（第35期第2四半期）（自 2020年9月1日 至 2020年11月30日）2021年1月12日関東財務局長に提出  
（第35期第3四半期）（自 2020年12月1日 至 2021年2月28日）2021年4月12日関東財務局長に提出
- (4) 臨時報告書  
2020年8月31日関東財務局長に提出  
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。
- (5) 有価証券届出書（第三者割当増資による新株発行）及びその添付書類  
2020年10月20日関東財務局長に提出
- (6) 自己株券買付状況報告書  
報告期間（自2021年7月1日 至2021年7月31日）2021年8月2日関東財務局長に提出
- (7) 自己株券買付状況報告書の訂正報告書  
2021年8月4日関東財務局長に提出  
2021年8月2日提出の自己株券買付状況報告書に係る訂正報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年8月27日

株式会社プロパスト

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都中央区

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 武田 剛

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 関 和輝

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社プロパストの2020年6月1日から2021年5月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社プロパストの2021年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。



分譲・販売(賃貸開発・バリューアップ)目的で保有する不動産の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、分譲・販売目的で保有する不動産を、販売用不動産及び仕掛販売用不動産として計上している。</p> <p>分譲・販売目的で保有する不動産の評価は、景気動向や不動産賃貸市況、不動産投資市況及び新型コロナウイルス感染症の影響等に対する経営者の主観的な判断が伴うものであり、予定売価及び追加コストの見積りの不確実性は高い。</p> <p>以上から当監査法人は、分譲・販売目的で保有する不動産の評価について、財務諸表への潜在的な影響が大きく、見積りの不確実性が高いものであることから、当該領域を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、分譲・販売目的で保有する不動産にかかる評価の合理性を検討するため、以下の手続きを実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・販売用不動産等の評価に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・分譲目的で販売中の物件について、直近の販売実績や今後の追加コストに基づく正味売却価額と帳簿価額の比較を実施した。</li> <li>・すべての販売目的で保有する不動産について、計画上の売却予定額または外部評価額と帳簿価額の比較を実施した。</li> <li>・開発中の物件について、開発計画の進捗状況に関する資料の閲覧及び物件の視察を行ったほか、開発計画の達成可能性に関して経営者に対して質問を行った。また、予定売価や開発コストの見積りに関しては、取締役会等の議事録や稟議書の閲覧、所轄部署への質問や資料の閲覧を行うとともに、外部公表情報との比較を行った。</li> </ul>

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社プロパストの2021年5月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社プロパストが2021年5月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。